

10-2	X
154	105

義務教育費国庫負担法要綱案

二七四二 自由党政調

第一 法律の目的

この法律は、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその
 妥当な規模と内容とを保障するため、国が義務教育について必要を経
 費を^神供^後することにより、教育の機会均等と学校教育の水準の維持向
 上とを図ることを目的とすること。

102-4

X-105

第二 国の負担金等

一 国は、義務教育費のうち、左の各号に掲げる経費について、その総額の二分の一を下らない額を負担するものとする。

二 教職員給与費

第三に掲ぐるところにより算出された教職員の給与の平均単価に、左の各号の規定により算出された教員数の合計数を乗じた額

(イ) 小学校 全国の児童数に五十分の一五を乗じた員数に結核教員

員の数を乗じて、二〇二四六を乗じた員数

(ロ) 中学校 全国の生徒数に五十分の一八を乗じた員数に結核教員

員の数を乗じて、二〇二四六を乗じた員数

(ハ) 盲学校及びろう学校の小学部 全国の児童数に十分の一五を

乗じた員数に結核教員の数を乗じて、二〇二四六を

乗じた員数

(ニ) 盲学校及びろう学校の中学部 全国の生徒数に十分の一八を

乗じた員数に結核教員の数を乗じて、二〇二四六を

乗じた員数

(四) 事務職員 前各号により算出された教員総数（結核教員の数を除く）に三十分の一を乗じた員数

三 教材費（図書費、教材用消耗品費、各科教材、教具類）

教職員給与費の額に百分の十を乗じた額

二 国は義務教育学校の校舎の建築につき左の各号に掲げるところにより、起債を認め、利子を補給し、又は建築費を補助するものとする。

一 校舎更新の起債の承認

国は、毎年度、左の各号に掲げる方法により算出された全国の義務教育諸学校の校舎の総坪数の五十分の一に相当する面積を更新するため、必要な起債を認めること。

(イ) 小学校 一坪に全国の児童数を乗じた坪数

(ロ) 中学校 一四六坪に全国の生徒数を乗じた坪数

(ハ) 盲学校及びろう学校の 八一八坪（内五〇〇坪は寄宿舎）に全国の児童、生徒数を乗じた坪数

二 戦災及び災害復旧に対する補助

国は戦災又は災害にかつた義務教育校舎の復旧費につき二分の一の額を補助すること

三 建築費の起債の利子補給

前各号による校舎建築のための起債については、国が一定の利子を補給すること
三 国の負担金の配分基準、配分方法、起債の利子補給の限度、方法等別に法律をもつて定めること

第三 教職員給与の平均単価

全国の義務教育教職員給与の平均単価は、左により算出すること。
毎年度、全国の義務教育諸学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母及び講師（以下「教員」という。）並びに事務職員（以下「教職員」と総称する。）について、その資格学歴及び勤続年数を基礎とし、国立学校のこれらに相当する教職員の俸給計算の方法に準じて、その給料の平均単価を算出し、
当、日直及び宿直に關する手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、死亡一時金、公務災害補償、退職年金及び退職一時金並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金の額を考慮して、三五を乗じてこれを補正し、その補正した単価に、年末手当及び旅費の教職員一人当りの単価を加算した額。

第四 各都道府県の教職員給与費の算定

各都道府県の教職員給与費の額は、この法律で定める教職員の給料の単価と教職員一人当りの扶養手当の合算額に、勤務地手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域による補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの日直及び宿直に関する手当、退職手当その他の手当（地域に關係のあるものを除く。）及び旅費並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金の額を加算して教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価に第五の規定により算出した当該都道府県の理論教員数を乗じて得た額とすること。

第五 各都道府県の理論教職員数

各都道府県の理論教職員数は、当該都道府県について、それぞれ、左に掲げる基準により算出した当該都道府県内の義務教育諸学校の教職員数を合算した員数とすること。

一 校長の数は、小学校にあつては理論学級六学級以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級三学級以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつては各学校ごとに一人とする。

二 教諭、助教諭又は講師の数は、理論学級一学級について一人とする。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、小学校及び中学校にあつては学校の種類ごとに児童又は生徒千人について一人、一人未満の端数は切り上げるものとする。とし、盲学校及びろう学校にあつては、各学校ごとに一人とする。

四 寮母の数は、盲学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童及び生徒（義務教育の課程に属しない児童及び生徒を除く。この号中以下同じ。）五人について一人、ろう学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童及び生徒八人について一人とし、一人未満の端数は切り上げるものとする。

五 結核性疾患による休職期間中の教員数は、その実績を考慮して、前各号の規定により算出された教員数の合計数（本条中以下「基準教員数」という。）に百分の三四四六を乗じた員数とする。

六 産前産後の休暇期間中の教員の数は、その実績を考慮して、基準教員数に百分の〇八八八を乗じた員数とする。

七 病気、事故、研修等の事由により勤務しない教員の補充のための教員の数は、その実績を考慮して、基準教員数に百分の五を乗じた員数とする。

八 事務職員の数は、小学校にあつては理論学級十二学級以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級六学級以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつては各学校ごとに二人とする。

第六 理論学級数

理論学級数は、各学校（分校を含む。）ごとに、その学校の種類及び規模に応じ、別表第一から第三までに定めるところによるものとする。

第七 各都道府県の教職員給与費、校舎建築費の計算書の提出等

一 都道府県の教育委員会は、毎年度始め、当該都道府県の義務教育教職員の給与費及び都道府県立学校校舎の建築費に関する計算書を作製し、これに対する当該都道府県知事の意見を求め、その意見書を附してこれを文部大臣に提出するものとすること。

二 市町村の教育委員会（教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長以下同じ）は、毎年度始め、校舎の建築費に関する計算書を作製し、これに対する当該市町村長の意見を求め、その意見書を附して、これを都道府県の教育委員会に提出するものとすること。

都道府県教育委員会は右の計算書を審査し、その意見書を附し当該市町村長の意見書と共に文部大臣に提出するものとすること。

三 市町村教育委員会及び都道府県教育委員会は、毎年度始め、教材費算定の基礎となる児童、生徒数を文部大臣に報告するものとすること。

四 文部大臣は、義務教育校舎の建設費につき第一項及び第二項により提出された計算書を審査し、その結果を地方財政委員会に通知すること。

五 地方財政委員会は、前項の文部大臣の通知に基き、当該地方団体の財政能力を考慮して、必要な起債を承認しなければならぬものとすること。

第八 附則事項

一 本法の施行は昭和二十八年四月一日とすること。

二 昭和二十七年度に限り、地方財政平衡交付金につき、次の特例措置を採ること。

一 教職員給与額の基準財政需要額の算定は、平衡交付金法にかかわらず、本法に定むる基準を準用すること。

二 右の基準財政需要額の算定につき、地方財政委員会は、文部大臣に協議を要するものとする。

別表一 小学校

児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	注
1 ~ 25	1	1141 ~ 1190	26	2391 ~ 2440	51	3641 ~ 3690	76	11~50人までは 25人を超えれば 11学級に
26 ~ 50	2	1191 ~ 1240	27	2441 ~ 2490	52	3691 ~ 3740	77	
51 ~ 80	3	1241 ~ 1290	28	2491 ~ 2540	53	3741 ~ 3790	78	51人~80人までは 30人につき1学級 を加える
81 ~ 120	4	1291 ~ 1340	29	2541 ~ 2590	54	3791 ~ 3840	79	
121 ~ 160	5	1341 ~ 1390	30	2591 ~ 2640	55	3841 ~ 3890	80	
161 ~ 200	6	1391 ~ 1440	31	2641 ~ 2690	56	3891 ~ 3940	81	81人~200人までは 45人を超えれば 11学級を加える
201 ~ 245	7	1441 ~ 1490	32	2691 ~ 2740	57	3941 ~ 3990	82	
246 ~ 290	8	1491 ~ 1540	33	2741 ~ 2790	58	3991 ~ 4040	83	
291 ~ 340	9	1541 ~ 1590	34	2791 ~ 2840	59	4041 ~ 4090	84	291人~50人を超えれば 11学級を加える
341 ~ 390	10	1591 ~ 1640	35	2841 ~ 2890	60	4091 ~ 4140	85	
391 ~ 440	11	1641 ~ 1690	36	2891 ~ 2940	61	4141 ~ 4190	86	
441 ~ 490	12	1691 ~ 1740	37	2941 ~ 2990	62	4191 ~ 4240	87	
491 ~ 540	13	1741 ~ 1790	38	2991 ~ 3040	63	4241 ~ 4290	88	
541 ~ 590	14	1791 ~ 1840	39	3041 ~ 3090	64	4291 ~ 4340	89	
591 ~ 640	15	1841 ~ 1890	40	3091 ~ 3140	65	4341 ~ 4390	90	
641 ~ 690	16	1891 ~ 1940	41	3141 ~ 3190	66	4391 ~ 4440	91	
691 ~ 740	17	1941 ~ 1990	42	3191 ~ 3240	67	4441 ~ 4490	92	
741 ~ 790	18	1991 ~ 2040	43	3241 ~ 3290	68	4491 ~ 4540	93	
791 ~ 840	19	2041 ~ 2090	44	3291 ~ 3340	69	4541 ~ 4590	94	
841 ~ 890	20	2091 ~ 2140	45	3341 ~ 3390	70	4591 ~ 4640	95	
891 ~ 940	21	2141 ~ 2190	46	3391 ~ 3440	71	4641 ~ 4690	96	
941 ~ 990	22	2191 ~ 2240	47	3441 ~ 3490	72	4691 ~ 4740	97	
991 ~ 1040	23	2241 ~ 2290	48	3491 ~ 3540	73	4741 ~ 4790	98	
1041 ~ 1090	24	2291 ~ 2340	49	3541 ~ 3590	74	4791 ~ 4840	99	
1091 ~ 1140	25	2341 ~ 2390	50	3591 ~ 3640	75	4841 ~ 4890	100	

附記

別表第二 中学校

生徒数	理論学級数	生徒数	理論学級数	生徒数	理論学級数
1 ~ 25	1	701 ~ 735	21	1401 ~ 1435	41
26 ~ 60	2	736 ~ 770	22	1436 ~ 1470	42
61 ~ 90	3	771 ~ 805	23	1471 ~ 1505	43
91 ~ 120	4	806 ~ 840	24	1506 ~ 1540	44
121 ~ 150	5	841 ~ 875	25	1541 ~ 1575	45
151 ~ 180	6	876 ~ 910	26	1576 ~ 1610	46
181 ~ 210	7	911 ~ 945	27	1611 ~ 1645	47
211 ~ 240	8	946 ~ 980	28	1646 ~ 1680	48
241 ~ 270	9	981 ~ 1015	29	1681 ~ 1715	49
271 ~ 300	10	1016 ~ 1050	30	1716 ~ 1750	50
301 ~ 385	11	1051 ~ 1085	31	1751 ~ 1785	51
386 ~ 420	12	1086 ~ 1120	32	1786 ~ 1820	52
421 ~ 455	13	1121 ~ 1155	33	1821 ~ 1855	53
456 ~ 490	14	1156 ~ 1190	34	1856 ~ 1890	54
491 ~ 525	15	1191 ~ 1225	35	1891 ~ 1925	55
526 ~ 560	16	1226 ~ 1260	36	1926 ~ 1960	56
561 ~ 595	17	1261 ~ 1295	37	1961 ~ 1995	57
596 ~ 630	18	1296 ~ 1330	38	1996 ~ 2030	58
631 ~ 665	19	1331 ~ 1365	39	2031 ~ 2065	59
666 ~ 700	20	1366 ~ 1400	40	2066 ~ 2100	60

別表三 高等学校及び3校

(小学部)

(中学部)

児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	生徒数	理論学級数	生徒数	理論学級数	生徒数	理論学級数
1 ~ 8	1	161 ~ 168	21	321 ~ 328	41	1 ~ 6	1	121 ~ 126	21	241 ~ 246	41
9 ~ 16	2	169 ~ 176	22	329 ~ 336	42	7 ~ 12	2	127 ~ 132	22	247 ~ 252	42
17 ~ 24	3	177 ~ 184	23	337 ~ 344	43	13 ~ 18	3	133 ~ 138	23	253 ~ 258	43
25 ~ 32	4	185 ~ 192	24	345 ~ 352	44	19 ~ 24	4	139 ~ 144	24	259 ~ 264	44
33 ~ 40	5	193 ~ 200	25	353 ~ 360	45	25 ~ 30	5	145 ~ 150	25	265 ~ 270	45
41 ~ 48	6	201 ~ 208	26	361 ~ 368	46	31 ~ 36	6	151 ~ 156	26	271 ~ 276	46
49 ~ 56	7	209 ~ 216	27	369 ~ 376	47	37 ~ 42	7	157 ~ 162	27	277 ~ 282	47
57 ~ 64	8	217 ~ 224	28	377 ~ 384	48	43 ~ 48	8	163 ~ 168	28	283 ~ 288	48
65 ~ 72	9	225 ~ 232	29	385 ~ 392	49	49 ~ 54	9	169 ~ 174	29	289 ~ 294	49
73 ~ 80	10	233 ~ 240	30	393 ~ 400	50	55 ~ 60	10	175 ~ 180	30	295 ~ 300	50
81 ~ 88	11	241 ~ 248	31	401 ~ 408	51	61 ~ 66	11	181 ~ 186	31	301 ~ 306	51
89 ~ 96	12	249 ~ 256	32	409 ~ 416	52	67 ~ 72	12	187 ~ 192	32	307 ~ 312	52
97 ~ 104	13	257 ~ 264	33	417 ~ 424	53	73 ~ 78	13	193 ~ 198	33	313 ~ 318	53
105 ~ 112	14	265 ~ 272	34	425 ~ 432	54	79 ~ 84	14	199 ~ 204	34	319 ~ 324	54
113 ~ 120	15	273 ~ 280	35	433 ~ 440	55	85 ~ 90	15	205 ~ 210	35	325 ~ 330	55
121 ~ 128	16	281 ~ 288	36	441 ~ 448	56	91 ~ 96	16	211 ~ 216	36	331 ~ 336	56
129 ~ 136	17	289 ~ 296	37	449 ~ 456	57	97 ~ 102	17	217 ~ 222	37	337 ~ 342	57
137 ~ 144	18	297 ~ 304	38	457 ~ 464	58	103 ~ 108	18	223 ~ 228	38	343 ~ 348	58
145 ~ 152	19	305 ~ 312	39	465 ~ 472	59	109 ~ 114	19	229 ~ 234	39	349 ~ 354	59
153 ~ 160	20	313 ~ 320	40	473 ~ 480	60	115 ~ 120	20	235 ~ 240	40	355 ~ 360	60